令和8年10月22日

各部課等の長　様

総　務　部　長

令和9年度予算編成方針について

1.経済情勢等

内閣府が9月8日に発表した令和8年4～6月期の実質国内総生産（GDP）は、前期比 0.4%、年率換算で1.4%の増となり、緩やかな景気回復が続いている状況である。また、令和8年9月の月例経済報告においても、「景気は、緩やかに回復しているが、中東情勢や自然災害の影響を注視する必要がある。」とした上で、「先行きについては、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待されるものの、中東情勢や自然災害の影響を注視する必要がある。また、金融資本市場の変動の影響などに注意する必要がある。」との認識が示されている。

2.国政の動向等

国は、7月21日に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針 2026」いわゆる「骨太の方針」において、当面の経済財政運営について、「令和8年度予算に加え、リスクの最小化の観点から万全の対応を図るものとして編成した令和8年度補正予算を、情勢の変化に応じて適切かつ機動的に執行する。民需の下支えを図ると同時に、今般の中東情勢に対し、代替調達や必要に応じた備蓄放出により我が国の原油の安定供給を図るとともに、重要物資の安定供給の確保及び流通の円滑化等に努める。引き続き、我が国の経済・物価に与える影響を分析し、国民生活と事業活動を守るための機動的な対応を躊躇なく十分に講ずる」としている。

また、令和9年度の予算編成は、政府は、「強い経済」を実現する「責任ある積極財政」の考え方を具体化するため、令和9年度予算編成において、デフレ・低成長時代の一律抑制型の考え方から、物価・賃金上昇を的確に反映し、経済の成長力強化と名目の経済規模の拡大にふさわしい予算編成へと転換することとした。

これを踏まえ、7月30日に閣議了解された「令和9年度予算の概算要求について」では、歳出全般にわたり、施策の優先順位を洗い直し、予算の中身を大胆に重点化、補助金・基金の自己点検結果を要求・要望に反映し、予算編成過程において精査する。また、要求・要望は賃金や調達価格の上昇を踏まえて行い、予算編成過程において、令和8年度予算から実現した「経済・物価動向等の的確な反映」を実現すること、補正予算依存から脱却し恒常的な施策は当初予算に計上するため、適切に要求・要望することを求めている。

このような中、国の概算要求は8月末に締め切られた。一般会計の要求額は143兆656億円と、これまでの最高額である令和8年度の122兆4，454億円を16.8%上回る過去最大の水準となった。消費税減税の影響に伴う地方消費税や地方交付

税の法定率分の減収補てんについては、地方団体の財政運営に支障が生じないよう、適切な措置を講じるとするなど、不透明な部分も多く、今後の動向に留意が必要である。

3.本市の財政状況等

令和7年度の一般会計決算は、実質収支が12億9，300万円の黒字となった。財政調整基金へ6億2，000万円を積み立てる一方で、4億8，900万円を取り崩すことで前年度並みの収支を確保したものであり、依然として厳しい財政状況である。

基幹収入である市税は、全体で、前年度比2億8，000万円の増となっている。個人市民税所得割が前年度比で2億9千649万2千28円の増収となっているが、昨年度実施した定額減税の終了により、本来の税額に戻ったことが影響している。一方で、定額減税の実施による市民税減収分を補てんするための地方特例交付金は、制度の終了に伴い3億3千800万円の大幅減となっている。個人市民税所得割の増収が市民税増加の主な要因ではあるが、地方特例交付金の減収分を勘案すると、実質的には大幅な増収とは言い難い状況である。普通交付税に臨時財政対策債を加えた実質的な普通交付税は、地方財政計画において、税収の増加等により地方交付税の総額が確保できるようになったことから、臨時財政対策債が平成13年度の制度創設以来初めてゼロとなったものの、普通交付税は臨時財政対策費などの追加交付により3億4，200万円の大幅増となり、全体では2億6，500万円の増収となっている。しかし、自主財源である市税の状況を鑑みると、歳入環境が改善しているとは言い難い状況である。

歳出は、保健福祉棟建設事業や森林公園リニューアル事業、北竜台学園整備事業など大型事業の財源として市債を活用しており、それらの償還により公債費は増加傾向にある。人件費は、人事院勧告による給与改定を主な要因として、職員給与費・会計年度任用職員給与費ともに増加している。また、物件費は、基幹系システム標準化に伴う改修や、エネルギーコストの上昇などを背景とした、物価高騰の影響による委託料をはじめとした調達経費の増加などから大幅増となっている。

「龍ケ崎市財政運営の基本指針等に関する条例」で示す指標の経常収支比率は、93．8％と前年度比で1．2ポイント上昇している。市税や普通交付税などの増収により経常一般財源は増加しているものの、給与改定に伴う人件費の増や、龍ケ崎地方塵芥処理組合、稲敷地方広域市町村圏事務組合への負担金の増など、経常経費の増加が上回ったことが要因であり、依然として目標値である90％以下の達成は難しい状況である。

今後の見通しであるが、歳入では、賃上げによる個人市民税所得割の増加など、市民税収入は増加傾向にあるものの、現下の社会・経済情勢は不確実性が高く、継続的に増収を見込むことは難しい状況である。普通交付税についても、税収の増加は交付税算定額の減少要因ともなるため、大幅な増加は見込めず、歳入環境の悪化も懸念される。

一方で歳出は、少子高齢化の進展により、社会保障関係費の自然増は今後も続く見込みである。また、北竜台学園整備事業など、これまで実施してきた大型建設事業の財源として発行した市債にかかる償還負担の増加、公共施設等の老朽化対策、自治体DXの推進など、様々な財政需要への対応が求められる。原材料価格や労務単価の上昇、物価高騰に伴う燃料費、光熱費をはじめとするの経常経費の増加も依然として続く見込みである。

さらに、今後は、ごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化に伴う、新たな広域処理施設を整備する大型プロジェクトが控え、その実施には多額の一般財源負担が想定されることから、それらに向けた財源確保を勘案すれば、より一層厳しい財政運営を強いられる状況にある。

4.令和9年度の予算編成の進め方

このような状況の中、令和9年度の予算編成は、「龍ケ崎市財政運営の基本指針等に関する条例」及び同施行規則に十分留意するとともに、「令和9年度予算編成における基本的な考え方」及び前述の財政状況等を踏まえ、次の事項に留意して編成するものとする。

なお、事務の詳細については、財政課長通知による。

(1) 本市の最上位計画である「龍ケ崎みらい創造ビジョンfor2030」に掲げる将来に向けた本市のあるべき姿「Creation-ともに創るまち-」を念頭に、主要事業アクションプランに位置付ける事業を着実に進めること。ただし、限られた財源を効果的・効率的に活用すること、並びに厳しい財政状況であることに留意し、各種事業の成果検証を行い、その必要性、費用対効果等を整理した上で、より質の高い予算要求とすること。

(2) 義務的経費・経常的経費については、基本的な住民サービスの水準を維持できるよう費用対効果を把握するとともに、市民ニーズの変化なども踏まえ、これまで以上に事業の目的や必要性、効果を再検証し、事業の縮小・統合も含めより効果的・効率的な事業手法への見直しを行うこと。なお、労務単価の上昇、物価高騰下での調達価格の高止まり等、厳しい経済情勢の中での予算要求であること、国の概算要求基準にも示されているとおり、経済・物価動向等の的確な反映という観点から、令和9年度においても、枠配分や上限枠(シーリング)の設定は行わないこととする。しかしながら、厳しい財政状況であることを念頭に置き、各部等の長を中心として、改めて既存事業の中止・縮小・統合を積極的に行い、優先順位付けを行うとともに、一般財源ベースで前年度当初予算以内となるよう努めること。また、社会保障関係費等における、「自然増」「当然増」は安易に見積もることなく、抑制に努めること。

(3) 政策的経費・投資的経費については、「中期事業計画」(「ソフト事業」「インフラ・公共施設整備等」「情報システム」分)における一次査定を経たもの(以下、概算

要望等承認事業）のみ予算要求をできるものとし、予算計上が確約されたものではないことに留意されたいこと。
なお、概算要望等承認事業であっても、事業の目的・効果、財源措置などを改めて検証し、真に必要な事業を厳選することとし、市債発行については、昨今の長期金利上昇を踏まえ、後年度負担に留意されたいこと。

（4）新規のソフト事業は、概算要望等承認事業のほか、法律等により義務付けられたもの、国県等により財源が担保される事業とし、単独事業にあっては、既存事業の改廃等により、所要一般財源等についての確保が見込まれるものに限ること。

以上を踏まえ、真に必要な事業に効果的に予算配分を行い、将来の財政需要に対応した「財政力の強化」を推進するものとする。

5.令和9年度の予算編成の留意事項
（1）財政運営影響額の試算等の義務付け
財政運営の基本指針等に関する条例第19条で、総事業費が公共施設（庁舎、学校、図書館、コミュニティセンター、体育館などの建築物）で1億円以上、社会基盤施設（道路、河川、橋りょう、下水道、公園など）で2億円以上の新設、更新、大規模改造等をしようとする場合は、財政運営影響額の試算結果（向こう 30 年間）及び当該事業による社会的便益等の予測の公表を義務付けているので留意すること。

（2）公共施設の管理の最適化
条例第9条においては、公共施設により提供する機能について、社会経済情勢の変化及び財政状況等に適合した必要性の高い機能を確保するため、公共施設の使途及び利用環境の改善、運営の効率化並びに統廃合等の推進を義務付けており、公共施設等総合管理計画に留意し、長期的見通しのもと、施設の適正管理に必要な予算を要求すること。
また、利用実態を踏まえた利用環境の改善、管理運営の効率化、管理業務に留まらない新たな活用策、高度利用による施設の資産価値を高める事業展開を検討すること。

（3）負担の公平性と自主財源の確保等
自主財源の根幹である市税徴収（収納）率の向上は、財源確保と負担の公平性の両面から重要であることは言うまでもない。また、公共サービスの財源は、市税などにより広く負担されることが大原則であり、担税力のある者が納税せず、公共サービスを享受することは、公平性を著しく損なうものであり、目的税である国民健康保険税及び同様の性格である介護保険料などではその傾向がさらに強いものとなる。これらを踏まえ、引き続き適正課税・徴収率向上に取り組むものとする。

また、使用料等は、負担の公平性については、利用者の応分の負担によって初めて確保されるという視点から、受益者負担の適正化について精査するとともに、適正な債権管理に努めること。

（4）その他の留意事項

業務のアウトソーシング等にあっては、仕様書・設計書の創意工夫をはじめ、発注・入札方式の見直しなど多角的な検討を進めること。

また、特別会計や外郭団体等の経営支援的な補助金にあっては、自主独立を旨とする経営力強化の取組を引き続き促進すること。

さらに、当市が関連する一部事務組合及び外郭団体についても、本通知の趣旨の徹底を図るものとする。

6.おわりに

以上が予算編成の基本方針及び留意事項であるが、令和9年度は、龍ケ崎みらい創造ビジョンの後期基本計画期間の初年度にあたり、アクションプランに位置付ける主要事業、充実・拡充を図る分野に関連する事業を更に推進していく。そのため、ソフト・ハード両面で新たな事業の展開、既存事業の充実や拡充など、歳出圧力の高まりが懸念される。

一方、基幹収入である市税については、継続的な増収を見通すことは難しく、地方交付税など依存財源についても国による地方対策に左右され下振れリスクの側面があることを踏まえると、歳入環境の悪化も懸念される。歳出においても、原材料価格や労務単価の上昇、公共施設の老朽化対策など、経常経費の歳出圧力が更に高まり、非常に厳しい予算編成となることが想定される。

各部課等の長を中心に、関係各課等と横断的に連携・調整し、各種事務事業を厳選・精査した上で、事業の推進において真に必要となる予算を計上されたい。